

令和3年度岡崎市社会福祉法人等指導監査結果

1. 指導監査実施件数

区分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対象数	監査計画数	監査実施数	対象数	監査計画数	監査実施数
障がい福祉関係	4	2	2	5	5	3
老人福祉関係	6	3	3	29	29	22
児童福祉関係	19	4	4	19	19	19
その他	2	1	1	3	3	3
合計	31	10	10	56	56	47

2. 指導・指摘件数

指摘等内容	法人運営	事業・管理	会計管理	その他 (充実計画・情報 の公表等)	施設(事業) 運営	職員処遇	利用者等 処遇	計
文書指摘件数	10	0	46	1	1	0	0	58

3 監査領域ごとの主な指導・指摘事項

法人運営

- 評議員会の招集については、理事会の決議により日にちのみではなく、時間・場所・議題を定めること。
- 定款において、理事会の議事録は出席した理事長及び監事による記名押印が必要とされているところ異なる役員によって記名押印されていたため改めること。
- 理事に「施設の管理者」を選任すること。
- 理事会を欠席した理事について、書面による議決権の行使は行わないこと。

事業・管理

特になし。

会計経理

- 予算は事業年度開始前に編成すること。
- 予算を超過して執行する科目がある場合は、補正または流用等の適正な手続きを取ること。
- 予算の流用は理事長の承認を得て行うこと。
- 予算の流用は経理規程に基づき中区分の勘定科目相互間で行うこと。
- 決算については毎会計年度終了後3か月以内に社会福祉法に記す計算書類等を作成し、理事会の承認を受け、評議員会で決議すること。
- 注記の「基本財産の増減の内容及び金額」を記載すること。
- 注記の「担保に供している資産」を記載すること。
- 注記の「計算書類とサービス区分」にサービス区分を記載すること。
- 総勘定元帳と事業活動明細書の間の不整合が見受けられたので適正に処理すること。
- 貸借対照表における事業未収金と注記、事業未収金台帳の額が不整合が見受けられたので適正に処理すること。
- 附属明細書の表記について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて」に沿った表記とすること。
- 収納した現金が経理規程で定める期限までに預金へ入金されていない事例がみられたため、改めること。

○契約の締結

- ・10万円以上の予算の執行にあたっては、漏れなく執行伺い、契約伺い、契約書（100万円以下は請書可）の作成を行うこと。
- ・契約担当者への委任が行われていないにもかかわらず、理事長以外の者が契約している事例が認められたため、是正すること。

○支払資金の増減に影響しない寄附物品は、事業活動計算書の固定資産受増額として計上すること。（資金収支計算書には計上しないこと）

○寄附申込書は理事長の決裁を得ること。

○寄附物品の受入れについて、寄附金の場合は領収書、寄附物品の場合は受領書を発行すること。

○10万円以上の固定資産物品に係る寄附は固定資産受贈額に計上すること。

○クレジットカードの使途や管理方法について、規定等を整備するとともに内部牽制の確立を図ること。

○クレジットカードは個人所有のものを使用することのないようにすること。

○国庫補助金等特別積立金とすべき助成金等については適切に積み立て及び取り崩しをすること。

○サービス区分間取引により生じる内部取引は、相殺消去すること。

○10万円以上の物品で1年を超えて使用するものは、固定資産として扱うなど適切に管理すること。

○財産目録は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」に定める様式に従い作成すること。

その他

○「理事長の重任」について登記を行うこと。

施設(事業)運営

○就業規則を改正した場合、適切に労働基準監督署に提出すること。

職員処遇

○特になし

利用者（入所者）等処遇

○特になし